

「連結納税制度を適用する場合の中間財務諸表等における税効果会計に関する当面の取扱い（案）」へのコメント

企業会計基準委員会 殿

公開草案を拝見させていただき下記の点につきましてコメントさせていただきます。

公開草案においては、経過措置の適用を受ける場合及び経過措置の適用を受けない場合ともに、「中間決算日までに連結納税の承認を受けていない場合には、単体納税制度に基づく法人税等調整額を計上する」のを原則とし、連結納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上は例外として「できる」規定になっております。

しかし、連結納税事業年度の日の前日までに承認又は却下の処分がなかった場合には、その前日に承認があったものとみなす「みなし承認」の取扱いが置かれているように、承認とはいっても、形式的な審査が中心であり、届出に近いものと思われま

す。つまり、連結納税制度承認申請書が提出されれば、基本的に制度の適用を受けることができるものと考えられます。

したがって、承認は受けていなくとも届出を出した事実があれば、連結納税制度に基づく法人税等の額及び法人税等調整額を計上するのが「原則」であると考えます。

もちろん、経過措置の適用を受けない場合の「申請事業年度」の法人税等の額は単体納税制度に基づく計算をすることは言うまでもありません。

また、連結納税制度承認申請書が提出されれば、その企業グループには当然、連結納税制度を適用する意思が明確であるといえますので、「連結納税制度を適用することが明らかな場合」のは不要と思います。

以上

アクサ生命保険株式会社
ファイナンシャル・レポ - ティンググループ
経理決算グループ
草本 利孝